

第9回通常総会議案

期 日 平成30年6月21日
場 所 ポートプラザ千葉

特定非営利活動法人ちば水土里支援パートナー

第9回通常総会次第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 来賓祝辞

4 議長選任

5 議事録署名人選任

6 議 事

議案第1号	平成29年度事業報告並びに収入支出決算について	1
議案第2号	定款の変更について	12
議案第3号	平成30年度事業計画について	20
議案第4号	平成30年度会費及び納入方法について	23
議案第5号	平成30年度収入支出予算について	24
議案第6号	平成30年度一時借入金限度額並びに借入方法 について	27
議案第7号	平成30年度会費等の積立金並びに余裕金の預入先 について	28
議案第8号	役員を選任について	29

7. その他

8. 閉 会

議案第1号

平成29年度事業報告並びに収入支出決算について

平成29年度事業報告並びに収入支出決算について、次のとおり承認を求める。

平成30年6月21日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー
理事長 星川正晴

1. 会員の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 正会員(個人)	121名	(加入: 7名	退会等: 9名)
(2) " (団体)	21団体	(加入: 1団体	退会等: 0団体)
(3) 賛助会員	12団体	(加入: 0団体	退会等: 1団体)

2. 役員の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 理事	13名
(2) 監事	3名
(3) 事務局員	11名

3. NPO法人活動実績（平成29年4月1日～平成30年3月31日現在）

月 日	活 動 内 容
4月 1日(土)	第20回千葉の水回廊ウォーク&疎水百選印旛沼ウォーク参加
4月 1日(土)	千葉土地改良協会市原支部事務支援業務の受託契約
4月 1日(土)	千葉土地改良協会千葉支部事務支援業務の受託契約
4月 3日(月)	安房中央ダム定期点検業務の受託契約
4月13日(木)	千葉土地改良協会市原支部役員会出席 (市原市)
4月13日(木)	平成29年度法人市民税減免申請手続き (千葉市役所)
4月21日(金)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)
4月28日(金)	千葉土地改良協会千葉支部役員会出席 (千葉市)
5月11日(木)	平成29年度第1回監事会 (土地改良会館別館)
5月11日(木)	平成29年度第1回理事会 (土地改良会館)
5月12日(金)	平成29年度千葉土地改良協会全体会議出席 (市原市)
5月19日(金)	平成29年度千葉土地改良協会市原支部総会出席 (市原市)
5月19日(金)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)
5月25日(木)	平成29年度千葉土地改良協会千葉支部総会出席 (千葉市)
6月 8日(木)	第8回通常総会 (ポートプラザちば)
6月15日(木)	法人市民税減免申請添付書類提出 (千葉市役所)
6月15日(木)	平成28年度事業報告書提出 (千葉市役所)
6月17日(土)	耕友会通常総会開催支援 (千葉市)
6月20日(火)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)
6月28日(水)	白井市白井土地改良区支援業務 (白井市役所)
7月 6日(木)	定款変更認証申請書提出 (千葉市役所)
7月 7日(金)	千葉土地改良協会市原支部第2回役員会出席 (市原市)
7月14日(金)	写真コンテスト審査会 (土地改良会館)
7月20日(木)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)

月 日	活 動 内 容
8月 2日(水)	千葉土地改良協会市原支部研修会講師派遣依頼 (さいたま市)
8月 4日(金)	千葉土地改良協会市原支部国会視察研修会出席 (東京)
8月 8日(火)	会報 (第19号) 発行
8月22日(火)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)
8月23日(水)	定款変更の認証通知 (千葉市)
8月31日(木)	写真コンテスト表彰式 (千葉市きぼーるアトリウム)
9月21日(木)	農地耕作条件改善事業事務支援打合せ
9月26日(火)	農地耕作条件改善事業 (3地区) 事務支援打合せ
10月 5日(木)	白井市白井土地改良区会計システム運用引き継ぎ (白井市)
10月11日(水)	農地耕作条件改善事業現地確認支援業務の受託契約
10月13日(金)	千葉土地改良協会市原支部第2回役員研修会出席 (市原市)
10月16日(月)	千葉土地改良協会市原支部県外研修会参加 (静岡県) ~17日迄
10月17日(火)	農地耕作条件改善事業事務支援関係者打合せ
10月17日(火)	ホームページの開設
10月19日(木)	農地耕作条件改善事業事務支援内容打合せ (県庁南庁舎)
10月20日(金)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)
10月24日(火)	農地耕作条件改善事業事務支援業務内容の確認
10月25日(水)	農地耕作条件改善事業成毛地区現地打合せ (成田市農業センター)
10月31日(火)	千葉土地改良協会千葉支部研修会出席 (千葉市)
11月 1日(水)	農地耕作条件改善事業神崎東部地区現地打合せ (神崎町)
11月17日(金)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)
11月21日(火)	農地耕作条件改善事業高田地区現地打合せ (銚子市)
12月 7日(木)	千葉土地改良協会市原支部第3回理事会出席 (市原市)
12月11日(月)	千葉土地改良協会千葉支部第1回理事会出席 (千葉市)
12月14日(木)	会報 (第20号) 発行
12月20日(水)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)
12月21日(木)	平成29年度第2回理事会 (土地改良会館)
12月21日(木)	平成29年業務終了
1月 9日(火)	平成30年業務開始
1月16日(火)	会計システムのフォローアップ打合せ
1月25日(木)	安房中央ダム堤体観測支援業務 (南房総市)
1月25日(木)	君津郡市土地改良協会事務支援打合せ (木更津市)
1月30日(火)	定款変更及びホームページ打合せ (千葉市)
2月 1日(木)	千葉土地改良協会千葉支部先進地視察研修会出席 (静岡県) ~2日
2月 9日(金)	東郷閥管理組合会計システム打合せ (白子町)
2月13日(火)	平成28年度収支決算内容の説明 (千葉市東部市税事務所)

月 日	活 動 内 容
2月15日(木)	次期定款変更内容の打合せ(千葉市市民自治推進課)
2月22日(木)	安房中央ダム堤体観測支援業務(南房総市)
3月 5日(月)	千葉土地改良協会千葉支部第2回理事会出席(千葉市)
3月 9日(金)	千葉土地改良協会市原支部第4回理事会出席(市原市)
3月20日(火)	会報(第21号)発行
3月20日(火)	農地耕作条件改善事業現地確認支援業務完了
3月22日(木)	平成29年度第3回理事会(土地改良会館)
3月23日(金)	安房中央ダム堤体観測支援業務(南房総市)
3月27日(火)	千葉土地改良協会千葉支部事務支援業務完了
3月29日(木)	千葉土地改良協会市原支部事務支援業務完了
3月30日(金)	安房中央ダム定期点検業務完了
3月30日(金)	千葉県耕友会事務処理受託完了

4. 支援事業等の契約状況

支援事業等の名称	委託者	業務委託料	履行期間
事務処理受託	千葉県耕友会	196,000	平成29年4月1日～平成30年3月31日
安房中央ダム定期点検業務	安房中央土地改良区	305,000	平成29年4月3日～平成30年3月30日
千葉土地改良協会市原支部事務支援業務	千葉土地改良協会市原支部	442,000	平成29年4月1日～平成30年3月31日
千葉土地改良協会千葉支部事務支援業務	千葉土地改良協会千葉支部	365,000	平成29年4月1日～平成30年3月31日
農地耕作条件改善事業現地確認支援業務	公益社団法人千葉県園芸協会	935,280	平成29年10月11日～平成30年3月20日
合 計		2,243,280	

平成29年度会計収支決算書

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

収入金額	3,311,765	円也
支出金額	2,915,470	円也
差引残額	396,295	円也 (翌年度へ繰越)

収入の部

(単位：円)

予 算 科 目			予 算 額	決 算 額	比 較 増 減(△)	付 記
款	項	目				
1	会費収入		592,000	588,000	△ 23,000	
	1	会費収入	592,000	588,000	△ 23,000	
		1 個人会費	357,000	363,000	△ 3,000	3,000円×121人
		2 団体会費	105,000	105,000	10,000	5,000円×21団体
		3 賛助会費	130,000	120,000	△ 30,000	10,000円×12団体
2	事業収入		1,358,000	2,243,280	782,280	
	1	事業収入	1,358,000	2,243,280	782,280	
		1 事業活動収入	1,358,000	2,243,280	782,280	支援業務料収入
3	寄付金収入		1,400	0	△ 5,000	
	1	寄付金収入	1,400	0	△ 5,000	
		1 寄付金	1,400	0	△ 5,000	
4	雑収入		119	4	△ 185	
	1	雑収入	119	4	△ 185	
		1 雑収入	119	4	△ 185	預金利子等
5	繰越金		480,481	480,481	284,670	
	1	繰越金	480,481	480,481	284,670	
		1 繰越金	480,481	480,481	284,670	前年度繰越金
合 計			2,432,000	3,311,765	1,038,765	

支出の部

(単位：円)

予 算 科 目			予 算 額	決 算 額	比 較 増 減(△)	付 記
款	項	目				
1 事業費			1,485,519	2,174,073	688,554	
1 事業費			1,485,519	2,174,073	688,554	
	1	農村づくり事業	699,000	1,242,936	543,936	支援業務従事者手当・旅費等
	2	農村環境保全事業	450,000	710,427	260,427	〃
	3	災害防止復旧事業	10,000	0	△ 10,000	〃
	4	施設安全点検事業	208,000	95,670	△ 112,330	施設安全点検経費
	5	その他の事業	118,519	125,040	6,521	子ども健全育成事業等経費
2 管理費			945,481	741,397	△ 204,084	
1 管理費			945,481	741,397	△ 204,084	
	1	賃借料	130,000	89,160	△ 40,840	
	2	役員費	300,400	207,404	△ 92,996	
	3	需用費	361,000	378,575	17,575	
	4	会議費	50,000	26,400	△ 23,600	H29総会会議室使用料
	5	租税公課	70,000	0	△ 70,000	
	6	保険料	24,600	23,658	△ 942	傷害保険掛金
	7	雑費	9,481	16,200	6,719	
3 予備費			1,000	0	△ 1,000	
1 予備費			1,000	0	△ 1,000	
	1	予備費	1,000	0	△ 1,000	
合 計			2,432,000	2,915,470	483,470	

平成29年度会計 収支計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー

科 目	金 額 (円)		
	目・節	項	款
【収入の部】			
I 会費収入		588,000	
1 会費収入	588,000		
(1) 個人会費	363,000		
(2) 団体会費	105,000		
(3) 賛助会費	120,000		
II 事業収入		2,243,280	
1 事業収入	2,243,280		
(1) 事業活動収入	2,243,280		
III 寄付金収入	0	0	
IV 雑収入	4	4	
当期収入合計 (A)			2,831,284
前期繰越収支差額			480,481
収入合計 (B)			3,311,765
【支出の部】			
I 事業費		2,174,073	
1 事業費	2,174,073		
(1) 農村づくり事業	1,242,936		
(2) 農村環境保全事業	710,427		
(3) 災害防止復旧事業	0		
(4) 施設安全点検事業	95,670		
(5) その他の事業	125,040		
II 管理費		741,397	
1 管理費	741,397		
(1) 賃借料	89,160		
(2) 役員費	207,404		
(3) 需用費	378,575		
(4) 会議費	26,400		
(5) 租税公課	0		
(6) 保険料	23,658		
(7) 雑費	16,200		
当期支出合計 (C)			2,915,470
当期収支差額 (A)-(C)			-84,186
次期繰越収支差額 (B)-(C)			396,295

平成29年度会計 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金	1,022,379		
現金	0		
預金	1,022,379		
(2) 未収金	1,099,280		
未収会費	9,000		
未収支援金	1,090,280		
その他未収金			
流動資産合計		2,121,659	
2 固定資産			
(1) 什器備品	0		
固定資産合計		0	
資産合計			2,121,659
II 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金	1,725,364		
(2) 前受金	0		
(3) 預り金	0		
流動負債合計		1,725,364	
負債合計			1,725,364
III 正味財産の部			
1 前期繰越正味財産		480,481	
2 当期正味財産増加額		-84,186	
正味財産合計			396,295
負債及び正味財産合計			2,121,659

平成29年度会計 財産目録

(平成30年3月31日現在)

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金	1,022,379		
現金	0		
普通預金(千葉銀行本店)	1,022,379		
(2) 未収金	1,099,280		
未収会費	9,000		
未収支援金	1,090,280		
その他未収金			
流動資産合計		2,121,659	
2 固定資産			
(1) 什器備品	0		
固定資産合計		0	
資 産 合 計			2,121,659
II 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金	1,725,364		
支援業務従事者手当	1,160,400		
支援業務旅費	394,003		
賃借料	60,000		
使用料	44,425		
手数料等	66,536		
(2) 前受金	0		
(3) 預り金	0		
流動負債合計		1,725,364	
負 債 合 計			1,725,364
正 味 財 産			396,295

監 査 報 告 書

特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー、平成29年度業務の執行状況及び会計処理状況について、監査を執行した結果、適正であることを認めたので報告します。

平成30年5月22日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー

監 事 椎名弘充 (推)

監 事 鈴木孝行 (葉)

監 事 大野志津 (大野)

議案第2号

定款の変更について

特定非営利活動法人ちば水土里支援パートナーの定款を次のとおり変更する。

平成30年6月21日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー
理事長 星川正晴

(別紙)

特定非営利活動法人水土里支援パートナーの定款変更について

現 行	変 更 (案)	変 更 理 由
<p>第16条 (任期等) 第1項 役員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、<u>再</u> <u>任を妨げない。</u></p>	<p>第16条 (任期等) 第1項 役員の任期は、<u>選任後2年以内</u>に終了す <u>る事業年度のうち最終のものに関する通</u> <u>常総会の終結の時</u>までとする。但し、<u>再</u> <u>任を妨げない。</u></p>	<p>法人運営を円滑に実施するため。 (所轄庁の助言による。)</p>
<p>第22条 (権能) (4) 事業計画及び<u>収支</u>並びにその変 更 (5) 事業報告及び<u>収支</u>決算 (10) 借入金その他新たな義務の負担及 び<u>権利の放棄</u> (総会で別に定める額を超 えないもの、又は借入日の属する事業年 度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金 を除く。)</p>	<p>第22条 (権能) (4) 事業計画及び<u>予算</u>並びにその変更 (5) 事業報告及び<u>決算</u> (10) 借入金その他新たな義務の負担及 び<u>権利の放棄</u> (総会で別に定める額を超 えないもの、又は借入日の属する事業年 度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金 を除く。)</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、定款 の文言を改定するため。(所轄庁 の助言による。)</p>
<p>第23条 (開催) 第2項 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目 的である事項を記載した書面をもって招 集の請求があったとき。</p>	<p>第23条 (開催) 第2項 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目 的である事項を記載した書面若しくは電 磁的方法をもって招集の請求があったと き。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、定款 に追加規定するため。(所轄庁の 助言による)</p>

<p>第27条 (議決) 条文なし</p>	<p>第27条 (議決) 第3項 (追加) 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、定款に規定するため。 (所轄庁の助言による。)</p>
<p>第28条 (表決権等) 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法(千葉県特定非営利活動促進法施行条例第3条の2に規定する電磁的方法をいう。以下同じ)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>第28条 (表決権等) 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、定款より文言を削除するため。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第29条 (議事録) 第1項 (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合)は、その数を付記すること。</p>	<p>第29条 (議事録) 第1項 (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合)は、その数を付記すること。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の追加により定款を改定するため。(所轄庁の助言による。)</p>

<p>第2項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>第2項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更により定款を改定するた め。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第3項 条文なし</p>	<p>第3項 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>第27条第3項の規定を位置づけた場合は、この規定を位置づける必要があるため。</p>
<p>第32条(開催) 第1項(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p>	<p>第32条(開催) 第1項(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の追加による定款を改定するた め。(所轄庁の助言による。)</p>

<p>第33条 (招集) 第3項</p> <p>理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>第33条 (招集) 第3項</p> <p>理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>定款における文言の表示を同じにするため。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第37条 (議事録) 第1項 (2)</p> <p>理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者若しくは電磁的方法表決者)については、その旨を付記すること。</p>	<p>第37条 (議事録) 第1項 (2)</p> <p>理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者)については、その旨を付記すること。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の追加による定款を改定するため。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第37条第2項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>第37条第2項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更による定款を改定するため。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第38条 (資産の構成)</p> <p>(4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入</p>	<p>第38条 (資産の構成)</p> <p>(4) 財産から生じる収益 (5) 事業に伴う収益 (6) その他の収益</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更による定款を改定するため。(所轄庁の助言による。)</p>

<p>第43条 (事業計画及び予算) この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。</p>	<p>第43条 (事業計画及び予算) この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更による定款を改定するた め。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第44条 (暫定予算) 第1項 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、<u>予算</u>成立の日まで前事業年度の<u>予算</u>に準じ<u>収支</u>を出ることができる。</p>	<p>第44条 (暫定予算) 第1項 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、<u>予算</u>成立の日まで前事業年度の<u>予算</u>に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更による定款を改定するた め。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第2項 2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した<u>予算</u>の<u>収入支出</u>とみなす。</p>	<p>第2項 2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した<u>予算</u>の<u>収益費用</u>とみなす。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更による定款を改定するた め。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第47条 (事業報告及び決算) 第1項 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、<u>総</u>会の議決を経なければならぬ。</p>	<p>第47条 (事業報告及び決算) 第1項 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、<u>総</u>会の議決を経なければならぬ。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更による定款を改定するた め。(所轄庁の助言による。)</p>

<p>第49条 (臨機の措置)</p> <p>予算をもって定めるもののほか、総会において別に定める額を超える借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、借入日の属する事業年度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除く。</p>	<p>第49条 (臨機の措置)</p> <p>予算をもって定めるもののほか、総会において別に定める額を超える借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、借入日の属する事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更による定款を改定するため。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第50条 (定款の変更)</p> <p>この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>第50条 (定款の変更)</p> <p>この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言の変更による定款を改定するため。(所轄庁の助言による。)</p>
<p>第51条 (解散)</p> <p>第1項</p> <p>(5) 破産</p>	<p>第51条 (解散)</p> <p>第1項</p> <p>(5) <u>破産手続き開始の決定</u></p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言を追加するため。(所轄庁の助言による。)</p>

<p>第52条（清算人の選任） 第1項 この法人が解散するときは解散総会において清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。</p>	<p>第52条（清算人の選任） 第1項 この法人が解散（<u>破産開始手続きの開始による解散を除く。</u>）するときは解散総会において清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言を追加するため。（所轄庁の助言による。）</p>
<p>第53条（残余財産の帰属） この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で議決したものに譲渡するものとする。</p>	<p>第53条（残余財産の帰属） この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で議決したものに譲渡するものとする。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言を追加するため。（所轄庁の助言による。）</p>
<p>第55条（公告の方法） この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに公告して行う。</p>	<p>第55条（公告の方法） この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p>	<p>改正NPO法の施行に伴い、文言を修正するため。（所轄庁の助言による。）</p>
<p>附則 第1項から第7項は省略</p>	<p>附則 第8項（追加） この定款は、平成30年 月 日の認証日を以て効力を発するものとする。</p>	<p>定款変更の発効する期日を明記するため。</p>

議案第3号

平成30年度事業計画について

平成30年度事業計画を次のとおり定める。

平成30年6月21日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー
理事長 星川正晴

平成30年度事業計画
平成30年4月1日～平成31年3月31日

1 事業実施の方針

東日本大震災の発生から8年目になりましたが、大震災以降においても、日本各地においては、集中豪雨による水害が発生するとともに、近年では例がない超大型の台風が来襲し、多大な風水害が発生したところです。

また、地震や火山の爆発などが各地で発生するなど、予期せぬ災害も多発しております。

地震、台風、局地的豪雨などに起因する自然災害は、いつ、どこで起きても不思議ではなく、想定外などはありません。

今後とも、東日本大震災の復旧・復興から得た貴重な経験の記録を後世に伝えてゆくことが重要であると再認識し、引き続き「災害防止復旧事業」の一環として取り組んでゆきます。

新たな取り組みとしては、農地中間管理事業の一環として制度化されている「農地耕作条件改善事業」のうち、農業者施工地区3カ所における事務支援として、工事に伴う現地確認作業報告書の作成業務を行ったところです。

平成30年度はNPO法人発足後9年目を迎え、行政機関や土地改良区等との意見交換等により情報の積極的入手を進め、農村づくりへの支援、快適な農村環境の保全、災害の未然防止及び発生時の支援、子供達の健全育成を促す活動等を引き続き進めます。

また、地域により具体的課題は様々で、支援も地域の実情に即した対応が必要であることから、地域での長年の人脈や信頼関係を生かしながら、地域ニーズに対する支援を展開するため、新規会員の加入を図ると共に、会員参加による地域活動を積極的に推進します。

具体的には、前年度に引き続き農地中間管理事業への事務支援をはじめ、土地改良区の事務の合理化に向けた「会計システム作成業務」等の支援、農業用ダム等の施設管理に係わる支援、土地改良協会への事務支援、会報の発行、千葉県土地改良事業団体連合会主催の「美しい農村環境写真コンテスト」への協賛、各種研修会への参加等を継続して行います。

2 事業実施に関する事項

1) 実施事業

(1) 農村づくり事業

農村づくりや土地改良区等の活性化のための事業

(2) 農村環境保全事業

農村環境の保全や維持のための事業

- (3) 災害防止復旧事業
災害復旧のための支援事業
- (4) 施設安全点検事業
農業用施設の機能診断や安全点検
- (5) 子ども健全育成事業
子ども達へ農業や土地改良施設への理解を深める活動
- (6) その他事業
本法人の目的達成のための各種事業

2) その他

- (1) 広報活動
広報誌の発行、「美しい農村環境写真コンテスト」への協賛
ホームページによる情報の発信
- (2) 事業推進のための関係団体との情報交換
他のNPO法人との交流

議案第4号

平成30年度会費及び納入方法について

平成30年度会費及び納入方法を次のとおり定める。

平成30年6月21日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー
理事長 星川 正晴

記

1. 年会費

正会員	個人	3,000円
	団体	5,000円
賛助会員	個人	5,000円
	団体	10,000円

2. 納入期日と方法について

7月31日までとし、千葉銀行の指定口座とする。
指定口座は、千葉銀行本店 3908901
特定非営利活動法人ちば水土里支援パートナー
理事長 星川 正晴

議案第5号

平成30年度収入支出予算について

平成30年度収入支出予算を次のとおり定める。

平成30年6月21日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー
理事長 星川正晴

平成30年度会計収支予算書

特定非営利活動法人

ちば水土里支援パートナー

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

収入金額 3,400,000 円也

支出金額 3,400,000 円也

差引残金 0 円也

収入の部

(単位：円)

予 算 科 目			本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減(△)	付 記
款	項	目				
1	会費収入		599,000	592,000	7,000	
	1	会費収入	599,000	592,000	7,000	
		1 個人会費	369,000	357,000	12,000	3,000円×123人
		2 団体会費	100,000	105,000	△ 5,000	5,000円×20団体
		3 賛助会費	130,000	130,000	0	10,000円×13団体
2	事業収入		2,403,000	1,358,000	1,045,000	
	1	事業収入	2,403,000	1,358,000	1,045,000	
		1 事業活動収入	2,403,000	1,358,000	1,045,000	支援業務料収入
3	寄付金収入		1,500	1,400	100	
	1	寄付金収入	1,500	1,400	100	
		1 寄付金	1,500	1,400	100	
4	雑収入		205	119	86	
	1	雑収入	205	119	86	
		1 雑収入	205	119	86	預金利子等
5	繰越金		396,295	480,481	△ 84,186	
	1	繰越金	396,295	480,481	△ 84,186	
		1 繰越金	396,295	480,481	△ 84,186	
	合 計		3,400,000	2,432,000	968,000	

支出の部

(単位：円)

予 算 科 目			本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減(△)	付 記
款	項	目				
1 事業費			2,402,705	1,485,519	917,186	
1 事業費			2,402,705	1,485,519	917,186	
	1	農村づくり事業	1,766,000	699,000	1,067,000	支援業務従事者手当・旅費等
	2	農村環境保全事業	320,000	450,000	△ 130,000	〃
	3	災害防止復旧事業	10,000	10,000	0	〃
	4	施設安全点検	208,000	208,000	0	〃
	5	その他の事業	98,705	118,519	△ 19,814	子ども健全育成事業等経費
2 管理費			996,295	945,481	50,814	
1 管理費			996,295	945,481	50,814	
	1	賃借料	130,000	130,000	0	事務室使用料・事務機器リース料
	2	役員費	281,400	300,400	△ 19,000	通信運搬費・手数料等
	3	需用費	401,000	361,000	40,000	事務用消耗品費等
	4	会議費	80,000	50,000	30,000	
	5	租税公課	70,000	70,000	0	県税・市税均等割額
	6	保険料	24,600	24,600	0	傷害保険掛金
	7	雑費	9,295	9,481	△ 186	
3 予備費			1,000	1,000	0	
1 予備費			1,000	1,000	0	
	1	予備費	1,000	1,000	0	
合 計			3,400,000	2,432,000	968,000	

議案第6号

平成30年度一時借入金限度額並びに借入方法について

平成30年度会計運営上必要が生じた場合は、次により一時借り入れをすることが出来る。

平成30年6月21日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー
理事長 星川正晴

記

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 借入限度額 | 金 100万円 |
| 2 | 借入先 | 株式会社千葉銀行 |
| 3 | 借入利率 | 普通銀行貸付利率以内 |
| 4 | 償還方法 | 平成30年度収入により償還 |

議案第7号

平成30年度会費等の積立金並びに余裕金の預入先について

法人の会費等の積立金並びに余裕金の預入先は、次の金融機関とする。

平成30年6月21日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー
理事長 星川正晴

記

- 1 株式会社千葉銀行

議案第8号

役員 の 選 任 に つ い て

次のとおり役員を選任する。

平成30年6月21日

特定非営利活動法人
ちば水土里支援パートナー
理事長 星川正晴

記

理	事	13名
監	事	3名

NPO法人ちば水土里支援パートナー 役員名簿

役員任期（平成30年4月1日から平成32年3月31日まで）

(順不同)

番号	役職	氏名	選出区域・団体等	備考
1	理事長	相川文明	印旛	
2	副理事長	鴫崎勝善	前両総土地改良区	
3	〃	豊川忠幸	千葉・市原	
4	理事	石川文彦	東葛	
5	〃	鈴木良則	香取	
6	〃	亀岡健三	海匝	
7	〃	川俣裕一	山武	
8	〃	綱康次郎	長生	
9	〃	千葉常之	夷隅	
10	〃	鈴木民也	安房	
11	〃	松田晴夫	君津	
12	〃	染谷正司	東葛北部土地改良区	
13	〃	薄井厚	事務局長	
14	監事	鈴木孝行	前八千代市役所	
15	〃	椎名弘充	香北土地改良区	
16	〃	大野志津子	ちば水土里ネット 女性の会	
17	顧問	星川正晴	前理事長	